

令和2年2月6日

関係事業者 各位

経済産業省製造産業局化学物質管理課

PFOS 又はその塩含有泡消火薬剤の在庫調査への協力をお願い

世界の主要国及び我が国が締結している「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs 条約」という。）」では、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、かつ長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質(POPs：Persistent Organic Pollutants)を特定し、POPs 条約締約国における製造・輸出入・使用を原則禁止しています。

平成 21 年 5 月に POPs 条約の規制対象物質とすることが決定された「ペルフルオロオクタン-1-スルホン酸又はその塩（以下「PFOS」という。）」については、平成 22 年 4 月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）」に規定する第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入・使用を原則禁止にしました。ただし、化審法上では、PFOS 含有泡消火薬剤については、取扱上の技術基準を遵守して頂くことにより、使用が認められています。

他方で、POPs 条約では、人の健康及び環境の保護に資するように POPs 条約で規制された物質を含有する製品の在庫及び廃棄物から生ずる放出の削減又は廃絶の措置を講ずることを締約国に求めており、我が国においても、PFOS 含有泡消火薬剤の放出の削減又は廃絶の措置を進めるよう、引き続き検討が求められております。

このような状況を踏まえ、経済産業省製造産業局化学物質管理課では、各事業所における PFOS 含有泡消火薬剤の在庫調査を今年度も実施することといたしますので、ご協力をお願いします。（平成 28 年 4 月にも実施しております。）

記

1. 調査対象製品

- ・泡消火設備に充てん済みの PFOS 含有泡消火薬剤
- ・補充用等 PFOS 含有泡消火薬剤

2. 調査対象者

- ・泡消火設備をお持ちの事業者

3. 調査項目及び調査方法

以下、調査 1、調査 2 を実施頂いた上、記入済みの調査票を以下 5. の宛先までご提出下さいますようお願い致します。

調査 1：事業所別 PFOS 含有泡消火薬剤在庫調査（調査票様式 1）

貴社でお取扱いの泡消火薬剤について PFOS 含有のものがないかご確認頂き、様式 1 の調査票の記載事項に沿ってご記入下さい。

様式 2（Excel 表）にて PFOS 含有泡消火薬剤の型式等をまとめておりますので確認にあたってご利用下さい。）

調査 2：PFOS 含有泡消火薬剤調査結果（様式 2（Excel 表））

貴社の事業所で PFOS 含有の泡消火薬剤があった場合には、調査 1 の結果をとりまとめの上、様式 2（Excel 表）に必要事項を御入力下さい。

4. 回答期日

令和 2 年 3 月 6 日（金）

5. 回答方法

様式 1 及び様式 2 を以下の回答先に直接電子メールに添付して御提出下さい。（なお、貴社内に PFOS 含有の泡消火薬剤がなかった場合には回答不要です。）

（回答先及び問い合わせ先）

経済産業省製造産業局化学物質管理課 秋山・池川

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話 03-3501-0080(直通) e-mail (PFOS_chousa_2020@meti.go.jp)

6. 情報の取り扱いについて

調査の結果得た情報をもとに算定した国内全体における PFOS 含有泡消火薬剤の数量については、現在改定作業中の「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」に記載される予定です（令和 2 年 12 月頃に公表予定。）。

●残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（平成 28 年 10 月） P61 参照

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/103902.pdf>

但し、個別企業名、責任者連絡先等の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき厳重に管理し、個別の情報について外部に公表することはありません。

※ 1 POPs 条約について

POPs 条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT 等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。

日本など条約を締結している締約国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の法令で規制することになっています。

● 締約国の主要な義務の内容

- ・ 製造・使用、輸出入の原則禁止、制限
- ・ 新規 POPs の製造・使用防止のための措置
- ・ 非意図的生成物（附属書 C）の排出の削減及び廃絶
- ・ POPs を含有する在庫及び廃棄物から生じる放出の削減・廃絶のための措置
- ・ 実施計画の策定と実施

【参考】 経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

※ 2 化審法について

化審法は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）による環境汚染問題を契機として、PCB と類似の性状を持つ化学物質（難分解性、高蓄積性、長期毒性を有するもの）による環境汚染防止を目的に、昭和48年に制定されました。化審法は、新たに化学物質を製造・輸入する前にその安全性を審査し、PCB と類似の性状を持つ化学物質を第一種特定化学物質に指定の上、製造・輸入、使用を規制する等、物質の性状に応じた規制措置が講じられます。

なお、第一種特定化学物質として指定されている化学物質の多くは、POPs 条約で製造・使用等を廃絶すべきとされているものであり、化審法に基づく規制は、同条約の国内担保措置としての位置づけも有しております。

【参考】 経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html